

「差止請求の対象として特に対応する必要性が高い悪質な行為類型」に限定する方法の例

参考資料2

<サイト型>

甲、乙ーリンク情報を掲載する・削除しない行為

	論点5(主観)	論点3(リンク先「侵害コンテンツ」)	論点2(サイトの特性)	論点1
①	利益を得る目的(広告収入を得る, リンク先サイトからのキックバックを得るなど)かつ権利者の利益を害する目的(売上げを減少させる目的など)で、「侵害コンテンツ」と知りながら	「 <b>発行後間もない</b> 市販されている著作物等のデッドコピー(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報を	一定数以上のリンク情報が掲載され, そのうち一定割合以上が「侵害コンテンツ」へのリンク情報であるサイトであって, <b>コンテンツの検索を容易にする工夫</b> (検索システム装備, カテゴリ分け, 表紙のスニペット表示など)がされているサイトに	掲載する・削除しない行為
②	利益を得る目的(広告収入を得る, リンク先サイトからのキックバックを得るなど)又は権利者の利益を害する目的(売上げを減少させる目的など)で、「侵害コンテンツ」と知りながら	「市販されている著作物等の <b>デッドコピー(軽微な改変を含む。)</b> 」へのリンク情報を	一定数以上のリンク情報が掲載され, そのうち一定割合以上が「侵害コンテンツ」への <b>リンク情報</b> であるサイトに	
③	「侵害コンテンツ」と知りながら, <b>拡散する目的</b> で	「市販されている著作物等が <b>一部がそのままコピー</b> されたもの(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報を	サイトに(他のリンク情報の有無は問わない)	
④	「侵害コンテンツ」と知りながら	「 <b>市販されている著作物等の複製</b> 又は翻案されたもの(二次創作物を含む。)」へのリンク情報を		
⑤		「著作物等が複製又は翻案されたもの(二次創作物を含む。)」へのリンク情報を		

丙ーリンク情報を削除しない行為

	論点5(主観)	論点3(リンク先「侵害コンテンツ」)	論点2(サイトの特性)	論点1
①	利益を得る目的(広告収入を得る, リンク先サイトからのキックバックを得るなど)かつ権利者の利益を害する目的(売上げを減少させる目的など)で、「侵害コンテンツ」と知りながら	「 <b>発行後間もない</b> 市販されている著作物等のデッドコピー(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報を	一定数以上のリンク情報が掲載され, そのうち一定割合以上が「侵害コンテンツ」へのリンク情報であるサイトであって, <b>コンテンツの検索を容易にする工夫</b> (検索システム装備, カテゴリ分け, 表紙のスニペット表示など)がされているサイトから	削除しない行為
②	利益を得る目的(広告収入を得る, リンク先サイトからのキックバックを得るなど)又は権利者の利益を害する目的(売上げを減少させる目的など)で、「侵害コンテンツ」と知りながら	「市販されている著作物等の <b>デッドコピー(軽微な改変を含む。)</b> 」へのリンク情報を	一定数以上のリンク情報が掲載され, そのうち一定割合以上が「侵害コンテンツ」への <b>リンク情報</b> であるサイトから	
③	「侵害コンテンツ」と知りながら, <b>拡散する目的</b> で	「市販されている著作物等が <b>一部がそのままコピー</b> されたもの(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報を	サイトから(他のリンク情報の有無は問わない)	
④	「侵害コンテンツ」と知りながら	「 <b>市販されている著作物等の複製</b> 又は翻案されたもの(二次創作物を含む。)」へのリンク情報を		
⑤		「著作物等が複製又は翻案されたもの(二次創作物を含む。)」へのリンク情報を		

甲、丙一サイトを運営する行為

	論点5(主観)	論点3(リンク先「侵害コンテンツ」)※	論点2(サイトの特性)	論点1
①	利益を得る目的(広告収入を得る, リンク先サイトからのキックバックを得るなど)かつ権利者の利益を害する目的(売上げを減少させる目的など)で, 「侵害コンテンツ」と知りながら	「 <u>発行後間もない</u> 市販されている著作物等のデッドコピー(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報	一定数以上のリンク情報が掲載され, そのうち一定割合以上が「侵害コンテンツ」へのリンク情報(※)であるサイトであって, <u>コンテンツの検索を容易にする工夫</u> (検索システム装備, カテゴリ分け, 表紙のスニペット表示など)がされているサイトを	運営する(立ち上げ, 維持管理する)行為
②	利益を得る目的(広告収入を得る, リンク先サイトからのキックバックを得るなど)又は権利者の利益を害する目的(売上げを減少させる目的など)で, 「侵害コンテンツ」と知りながら	「市販されている著作物等のデッドコピー(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報	一定数以上のリンク情報が掲載され, そのうち一定割合以上が「侵害コンテンツ」へのリンク情報(※)であるサイトを	
③	「侵害コンテンツ」と知りながら, <u>拡散する目的</u> で	「市販されている著作物等が <u>一部がそのままコピー</u> されたもの(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報	リンク情報(※)が掲載されたサイトを(他のリンク情報の有無は問わない)	
④	「侵害コンテンツ」と知りながら	「 <u>市販されている著作物等の複製</u> 又は翻案されたもの(二次創作物を含む。)」へのリンク情報		
⑤		「著作物等が複製又は翻案されたもの(二次創作物を含む。)」へのリンク情報		

<アプリ型>

アプリ提供者ーリンク情報を取得させる機能を提供する・削除しない行為

	論点5(主観)	論点3(リンク先「侵害コンテンツ」)	論点2(アプリの特性)	論点1
①	利益を得る目的(広告収入を得る, リンク先サイトからのキックバックを得るなど)かつ権利者の利益を害する目的(売上げを減少させる目的など)で, 「侵害コンテンツ」と知りながら	「 <u>発行後間もない</u> 市販されている著作物等のデッドコピー(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報を	一定数以上のリンク情報が掲載され, そのうち一定割合以上が「侵害コンテンツ」へのリンク情報であるアプリであって, <u>コンテンツの検索を容易にする工夫</u> (検索システム装備, カテゴリ分け, 表紙のスニペット表示など)がされているアプリを介して	取得させる機能を提供する・削除しない行為
②	利益を得る目的(広告収入を得る, リンク先サイトからのキックバックを得るなど)又は権利者の利益を害する目的(売上げを減少させる目的など)で, 「侵害コンテンツ」と知りながら	「市販されている著作物等のデッドコピー(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報を	一定数以上のリンク情報が載せられ, そのうち一定割合以上が「侵害コンテンツ」へのリンク情報であるアプリを介して	
③	「侵害コンテンツ」と知りながら, <u>拡散する目的</u> で	「市販されている著作物等が <u>一部がそのままコピー</u> されたもの(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報を	アプリを介して(他のリンク情報の有無を問わない)	
④	「侵害コンテンツ」と知りながら	「 <u>市販されている著作物等の複製</u> 又は翻案されたもの(二次創作物を含む。)」へのリンク情報を		
⑤		「著作物等が複製又は翻案されたもの(二次創作物を含む。)」へのリンク情報を		

アプリ提供者ーアプリを提供する・削除しない行為

	論点5(主観)	論点3(リンク先「侵害コンテンツ」)※	論点2(アプリの特性)	論点1
①	利益を得る目的(広告収入を得る, リンク先サイトからのキックバックを得るなど)かつ権利者の利益を害する目的(売上げを減少させる目的など)で, 「侵害コンテンツ」と知りながら	「 <u>発行後間もない</u> 市販されている著作物等のデッドコピー(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報	一定数以上のリンク情報が掲載され, そのうち一定割合以上が「侵害コンテンツ」へのリンク情報(※)であるアプリであって, <u>コンテンツの検索を容易にする工夫</u> (検索システム装備, カテゴリ分け, 表紙のスニペット表示など)がされているアプリを	提供する・削除しない行為
②	利益を得る目的(広告収入を得る, リンク先サイトからのキックバックを得るなど)又は権利者の利益を害する目的(売上げを減少させる目的など)で, 「侵害コンテンツ」と知りながら	「市販されている著作物等のデッドコピー(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報	一定数以上のリンク情報が掲載され, そのうち一定割合以上が「侵害コンテンツ」へのリンク情報(※)であるアプリを	
③	「侵害コンテンツ」と知りながら, <u>拡散する目的</u> で	「市販されている著作物等が <u>一部がそのままコピー</u> されたもの(軽微な改変を含む。)」へのリンク情報	リンク情報(※)が掲載されたアプリを(他のリンクの有無は問わない)	
④	「侵害コンテンツ」と知りながら	「 <u>市販されている著作物等の複製</u> 又は翻案されたもの(二次創作物を含む。)」へのリンク情報		
⑤		「著作物等が複製又は翻案されたもの(二次創作物を含む。)」へのリンク情報		